

令和6年度(令和5年分) 町民税・県民税の申告の手引き

町民税・県民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただきありがとうございます。
この手引きをお読みいただき、申告が必要な方は、**令和6年3月15日(金)までに申告をお願いします。**

1. 申告に必要なもの

- (1) 役場または税務署から送付された「確定申告のおしらせ」または「申告書」(送付されている方のみ)
- (2) 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど写真入りの身分証明書等)
※写真入りの身分証明書等の提示が困難な場合は、健康保険証・年金手帳・住民票などの書類を2点
- (3) 本人または扶養親族が障がい者の場合は、障害者手帳など
- (4) 勤労学生控除を受ける場合は学生証
- (5) 申告者本人名義の口座番号の分かる資料(所得税の還付申告予定の方)
- (6) 給与所得・年金所得のある方は、源泉徴収票(原本)
- (7) 事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書・収入金額および必要経費のわかる帳簿類・領収書など
※収支内訳書は、帳簿などから事前に作成してください。
- (8) その他の所得者は、令和5年中の収入(所得)内容が分かる書類および必要経費の分かる領収書など
- (9) 社会保険(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等)の領収書や証明書など
- (10) 生命保険・地震保険の控除証明書
- (11) 寄附金控除を受ける方は、寄附をした際の領収書
- (12) 医療費控除を受ける方は、領収書をもとに自身で事前に作成した「医療費控除の明細書」(明細書の様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。)
※なお、医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細書の作成を省略できます。
- (13) セルフメディケーション税制を受ける方は、①特定健康診査や定期健康診断等の一定の取組を行った領収書や結果通知書および②領収書をもとに自身で事前に作成した「セルフメディケーション税制の明細書」(明細書の様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。)
※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

2. 申告受付の日程

- 【期 日】 令和6年2月16日～3月15日(土曜日の午後、日曜日、祝日を除く。)
【受付時間】 午前9時～11時、午後1時～4時 ※土曜日は午前中のみ(午前9時～11時)
【会 場】 越生町役場2階 会議室

混雑緩和のため来場時のご協力をお願い

- ・ 行政区ごとに指定日を設けています。可能な限り指定日にお越しください。
- ・ 会場内の混雑を防ぐため、医療費控除明細書や収支内訳書の書類を提出する場合は、あらかじめご自宅での作成をお願いします。(様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で事前に取得できます。)

2 月			3 月		
16 日	金	黒山・龍ヶ谷	1 日	金	大谷・成瀬
17 日	土	土曜開庁相談日	2 日	土	土曜開庁相談日
19 日	月	黒岩	4 日	月	鹿下・古池
20 日	火	越生東一	5 日	火	唐沢・上野東
21 日	水	越生東二	6 日	水	津久根・麦原
22 日	木	西和田	7 日	木	上谷・堂山
24 日	土	土曜開庁相談日	8 日	金	大満
26 日	月	如意・如意東・しらさぎ	9 日	土	土曜開庁相談日
27 日	火	小杉	11 日	月	河原町・新宿
28 日	水	上野一	12 日	火	上町・仲町
29 日	木	上野二	13 日	水	本町
※例年、土曜開庁相談日および予備日は混み合う傾向にありますので、可能な限り指定日にお越しください。			14 日	木	上台
			15 日	金	(予備日)

3. 提出方法・期限

申告受付期間中に、越生町役場税務課へ直接お越しいただくか、郵送にて役場税務課へ送付願います。
提出期限: 令和6年3月15日(金)

4. 問い合わせ

越生町役場 税務課 課税担当
住 所 : 〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生900-2
電 話 : 049-292-3121(内線134・135)



越生町のマスコット「うめりん」

申告書表面



越生町のマスコット「うめりん」

手順1 住所、氏名などを記入する

住所、氏名、生年月日、電話番号などを必ず記入してください。

「1月1日現在の住所」欄には、令和6年1月1日の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

手順2 収入金額、所得金額を計算する（所得金額＝収入金額－必要経費）

種類	内容																																																		
営業等 ア/①	・製造業、建設業、飲食業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員、大工などによる所得																																																		
農業 イ/②	・米、麦、野菜、花、果樹などの生産や栽培などによる所得																																																		
不動産 ウ/③	・不動産（地代、家賃、駐車場）の貸付、土地や家屋の権利金などによる所得																																																		
※上記①～③の所得がある方は、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記入してください。																																																			
利子 エ/④	・国外で支払われる預貯金の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得																																																		
配当 オ/⑤	・株式や出資金などの配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配金などによる所得 ※申告分離課税を選択した分を除く（分離課税を選択した場合は、配当控除はありません。） ※申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を記入してください。																																																		
給与 カ/⑥	<p>・給料、賃金、賞与などによる所得</p> <p>※給与収入金額とは、手取り額ではなく所得税や社会保険料などを差し引く前の金額です。 ※源泉徴収票がない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。 ※給与所得の速算表※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A 給与等の収入金額の合計額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 550,999 円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000 ～ 1,618,999 円</td> <td>A - 550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000 ～ 1,619,999 円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000 ～ 1,621,999 円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000 ～ 1,623,999 円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000 ～ 1,627,999 円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000 ～ 1,799,999 円</td> <td rowspan="3"> $B \times 2.4 + 100,000$ $B \times 2.8 - 80,000$ $B \times 3.2 - 440,000$ </td> </tr> <tr> <td>1,800,000 ～ 3,599,999 円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000 ～ 6,599,999 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 ～ 8,499,999 円</td> <td>$A \times 0.9 - 1,100,000$円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000 ～</td> <td>$A - 1,950,000$円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。</p> <p>(1)特別障害者に該当する (2)22歳以下の扶養親族を有する (3)特別障害者である同一生計配偶者を有する (4)特別障害者である扶養親族を有する</p> <p>◆ 所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円)×0.1 (なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円)</p>	A 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	0 ～ 550,999 円	0円	551,000 ～ 1,618,999 円	A - 550,000円	1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000円	1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000円	1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000円	1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000円	1,628,000 ～ 1,799,999 円	$B \times 2.4 + 100,000$ $B \times 2.8 - 80,000$ $B \times 3.2 - 440,000$	1,800,000 ～ 3,599,999 円	3,600,000 ～ 6,599,999 円	6,600,000 ～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円	8,500,000 ～	$A - 1,950,000$ 円																												
A 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額																																																		
0 ～ 550,999 円	0円																																																		
551,000 ～ 1,618,999 円	A - 550,000円																																																		
1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000円																																																		
1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000円																																																		
1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000円																																																		
1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000円																																																		
1,628,000 ～ 1,799,999 円	$B \times 2.4 + 100,000$ $B \times 2.8 - 80,000$ $B \times 3.2 - 440,000$																																																		
1,800,000 ～ 3,599,999 円																																																			
3,600,000 ～ 6,599,999 円																																																			
6,600,000 ～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円																																																		
8,500,000 ～	$A - 1,950,000$ 円																																																		
雑 キ・ク・ケ /⑦・⑧・⑨	<p>・公的年金：公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、各種年金基金、恩給等）などによる所得</p> <p>※公的年金等に係る雑所得の速算表※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年金受給者の年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下の場合</th> <th>1,000万円を超え2,000万円以下の場合</th> <th>2,000万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上</td> <td>3,300,000円未満</td> <td>収入金額－1,100,000円</td> <td>収入金額－1,000,000円</td> <td>収入金額－900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75－275,000円</td> <td>収入金額×0.75－175,000円</td> <td>収入金額×0.75－75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85－685,000円</td> <td>収入金額×0.85－585,000円</td> <td>収入金額×0.85－485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額×0.95－1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額－1,955,000円</td> <td>収入金額－1,855,000円</td> <td>収入金額－1,755,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満</td> <td>1,300,000円未満</td> <td>収入金額－600,000円</td> <td>収入金額－500,000円</td> <td>収入金額－400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75－275,000円</td> <td>収入金額×0.75－175,000円</td> <td>収入金額×0.75－75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85－685,000円</td> <td>収入金額×0.85－585,000円</td> <td>収入金額×0.85－485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額×0.95－1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額－1,955,000円</td> <td>収入金額－1,855,000円</td> <td>収入金額－1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引きます。</p> <p>◆ 所得金額調整控除＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円 (なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円)</p> <p>・業務：原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引などによる所得 ・その他：生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得</p> <p>※申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。</p>	年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計金額			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	65歳以上	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計金額																																															
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合																																															
65歳以上	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円																																															
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円																																															
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円																																															
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円																																															
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																															
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円																																															
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円																																															
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円																																															
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円																																															
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																															

総合譲渡・一時 コ・サ・シ／⑪	<ul style="list-style-type: none"> 総合譲渡・・・機械、船舶、車両、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得 (短期:所有期間が5年以内の場合 長期:所有期間が5年を超えている場合) 一時・・・懸賞の賞金、競馬・競輪の払戻金、生命保険の一時金などによる所得 <p>※申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。</p>
--------------------	---

※ 分離課税に係る所得・山林所得等がある方は、分離課税用の申告書が必要です。税務課へお申し出ください。

手順3 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

種 類	内 容																																
社会保険料控除⑬	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年中にあなたや生計を一にする親族が負担することになっているもので、あなたが支払った保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料)の合計金額 																																
小規模企業共済等掛金控除⑭	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く)および確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金(iDeCo)および心身障害者扶養共済制度に基づく掛金の合計額 																																
生命保険料控除⑮	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料や一定の要件にあてはまる個人年金や介護医療保険の支払った保険料 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除</p> <p>A～Cは、それぞれ右の計算式に当てはめて計算してください</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">年間の支払保険料</th> <th style="background-color: yellow;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 新生命保険料控除の計</td> <td>12,000円以下 支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>B 新個人年金保険料の計</td> <td>12,001円～32,000円 支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険料の計</td> <td>32,001円～56,000円 支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円以上 28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除</p> <p>D、Eは、それぞれ右の計算式に当てはめて計算してください</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">年間の支払保険料</th> <th style="background-color: yellow;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D 旧生命保険料の計</td> <td>15,000円以下 支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>E 旧個人年金保険料の計</td> <td>15,001円～40,000円 支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円 支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上 35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③ 新契約と旧契約の両方の保険契約に係る生命保険料控除</p> <p>生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに、(a)新契約のみで申告、(b)旧契約のみで申告、(c)新旧両契約で申告のいずれかを選択できます。なお、(c)を選択した場合は、それぞれの合計額が申告額になりますが、限度額は28,000円です。</p> </div> <p>④ A～Eの区分ごとに上記の計算式により控除額を算出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">控除額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 新生命保険料控除の計 (上限28,000円) 円</td> <td rowspan="3">左のうち、一番大きい額を記入 ア 円</td> </tr> <tr> <td>D 旧生命保険料の計 (上限35,000円) 円</td> </tr> <tr> <td>両方ある場合(A+D) (上限28,000円) 円</td> </tr> <tr> <td>B 新個人年金保険料の計 (上限28,000円) 円</td> <td rowspan="3">左のうち、一番大きい額を記入 イ 円</td> </tr> <tr> <td>E 旧個人年金保険料の計 (上限35,000円) 円</td> </tr> <tr> <td>両方ある場合(B+E) (上限28,000円) 円</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険料の計 (上限28,000円) 円</td> <td>ウ 円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>(ア+イ+ウの合計、合計限度額70,000円) 円</p> <p><small>(小数点以下は切り上げ)</small></p> </div>	年間の支払保険料	控除額	A 新生命保険料控除の計	12,000円以下 支払保険料等の金額	B 新個人年金保険料の計	12,001円～32,000円 支払保険料等×1/2+6,000円	C 介護医療保険料の計	32,001円～56,000円 支払保険料等×1/4+14,000円		56,001円以上 28,000円(上限)	年間の支払保険料	控除額	D 旧生命保険料の計	15,000円以下 支払保険料等の金額	E 旧個人年金保険料の計	15,001円～40,000円 支払保険料等×1/2+7,500円		40,001円～70,000円 支払保険料等×1/4+17,500円		70,001円以上 35,000円(上限)	控除額		A 新生命保険料控除の計 (上限28,000円) 円	左のうち、一番大きい額を記入 ア 円	D 旧生命保険料の計 (上限35,000円) 円	両方ある場合(A+D) (上限28,000円) 円	B 新個人年金保険料の計 (上限28,000円) 円	左のうち、一番大きい額を記入 イ 円	E 旧個人年金保険料の計 (上限35,000円) 円	両方ある場合(B+E) (上限28,000円) 円	C 介護医療保険料の計 (上限28,000円) 円	ウ 円
年間の支払保険料	控除額																																
A 新生命保険料控除の計	12,000円以下 支払保険料等の金額																																
B 新個人年金保険料の計	12,001円～32,000円 支払保険料等×1/2+6,000円																																
C 介護医療保険料の計	32,001円～56,000円 支払保険料等×1/4+14,000円																																
	56,001円以上 28,000円(上限)																																
年間の支払保険料	控除額																																
D 旧生命保険料の計	15,000円以下 支払保険料等の金額																																
E 旧個人年金保険料の計	15,001円～40,000円 支払保険料等×1/2+7,500円																																
	40,001円～70,000円 支払保険料等×1/4+17,500円																																
	70,001円以上 35,000円(上限)																																
控除額																																	
A 新生命保険料控除の計 (上限28,000円) 円	左のうち、一番大きい額を記入 ア 円																																
D 旧生命保険料の計 (上限35,000円) 円																																	
両方ある場合(A+D) (上限28,000円) 円																																	
B 新個人年金保険料の計 (上限28,000円) 円	左のうち、一番大きい額を記入 イ 円																																
E 旧個人年金保険料の計 (上限35,000円) 円																																	
両方ある場合(B+E) (上限28,000円) 円																																	
C 介護医療保険料の計 (上限28,000円) 円	ウ 円																																
地震保険料控除⑯	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年中にあなたが支払った損害保険契約等について地震等損害部分の保険料 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの等)について、あなたが支払った保険料(旧長期損害保険料)がある場合を含みます。 <p>《地震保険料控除額計算表》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">支払った保険料の区分</th> <th style="background-color: yellow;">地震保険契約</th> <th style="background-color: yellow;">支払った保険料の区分</th> <th style="background-color: yellow;">旧長期損害保険契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払った保険料の金額</td> <td>① 円</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①の金額が50,000円以下の場合</td> <td rowspan="2">①×1/2 円</td> <td>②の金額が5,000円以下の場合</td> <td>②の金額 円</td> </tr> <tr> <td>②の金額が5,000円を超える場合</td> <td>②の金額×1/2+2,500円 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①の金額が50,000円を超える場合</td> <td rowspan="2">25,000 円</td> <td>②の金額が15,000円を超える場合</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>地震保険料控除額</td> <td>A + B 円(最高限度額 25,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の区分	地震保険契約	支払った保険料の区分	旧長期損害保険契約	支払った保険料の金額	① 円	支払った保険料の金額	② 円	①の金額が50,000円以下の場合	①×1/2 円	②の金額が5,000円以下の場合	②の金額 円	②の金額が5,000円を超える場合	②の金額×1/2+2,500円 円	①の金額が50,000円を超える場合	25,000 円	②の金額が15,000円を超える場合	10,000 円	地震保険料控除額	A + B 円(最高限度額 25,000円)												
支払った保険料の区分	地震保険契約	支払った保険料の区分	旧長期損害保険契約																														
支払った保険料の金額	① 円	支払った保険料の金額	② 円																														
①の金額が50,000円以下の場合	①×1/2 円	②の金額が5,000円以下の場合	②の金額 円																														
		②の金額が5,000円を超える場合	②の金額×1/2+2,500円 円																														
①の金額が50,000円を超える場合	25,000 円	②の金額が15,000円を超える場合	10,000 円																														
		地震保険料控除額	A + B 円(最高限度額 25,000円)																														
<p>上記⑬～⑯の控除を受ける場合は、支払証明書等が必要です。</p>																																	

寡婦控除⑰	<p>○寡婦（控除額＝260,000円） 下記の「ひとり親」に当たらない方で、次の(1)～(3)のいずれにも当てはまる方 (1)合計所得金額が500万円以下であること (2)以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>																																															
ひとり親控除⑱	<p>○ひとり親（控除額＝300,000円） 現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の(1)～(3)のいずれにも当てはまる方 (1)合計所得金額が500万円以下であること (2)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>																																															
勤労学生控除⑲	<p>・大学や高校などの学生や生徒で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 控除額＝260,000円</p>																																															
障害者控除⑳	<p>・あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者や特別障害者の方 ※16歳未満の扶養親族にも適用されます。 ※この控除を受ける場合は、障害者手帳等が必要です。</p> <p>○障害者（控除額＝260,000円） 令和5年12月31日（年の途中で死亡した方は、その死亡の日）現在、次のいずれかに該当する障害がある方 ・身体障害者手帳 3～6級 ・精神障害者保健福祉手帳 2または3級 ・戦傷病者手帳 特別項症～第3項症以外 ・療育手帳 B判定 ・65歳以上の要介護認定を受けている方で、障害の程度が障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けている方 など</p> <p>○特別障害者（控除額＝300,000円） ・身体障害者手帳 1または2級 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ・戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 ・療育手帳 ①・A判定 ・65歳以上の要介護認定を受けている方で、障害の程度が特別障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けている方 など</p> <p>○同居特別障害者（控除額＝530,000円） ・特別障害者が同居を常況としている場合</p>																																															
配偶者控除㉑	<p>・あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日（年の途中で死亡した方は、その死亡の日）現在、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方 ※内縁の妻は、該当しません。 ※青色事業専従者及び白色事業専従者は、該当しません。</p> <p>○配偶者控除額</p> <table border="1" data-bbox="459 1350 1401 1541"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税（義務）者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>		納税（義務）者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																
	納税（義務）者の合計所得金額																																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																													
配偶者特別控除㉒	<p>・あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日（年の途中で死亡した方は、その死亡の日）現在、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の方</p> <p>○配偶者特別控除額</p> <table border="1" data-bbox="459 1653 1401 2101"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税（義務）者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		納税（義務）者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
	納税（義務）者の合計所得金額																																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																													
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																													
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																													
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																													
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																													
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																													
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																													
133万円超	0円	0円	0円																																													

扶養控除⑳	<p>・令和5年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡の日)現在、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方</p> <p>※青色事業専従者及び白色事業専従者は、該当しません。</p>	
	年 齢 区 分	控除額
	一般の扶養対象親族【年齢が16歳以上の方】 (平成20年1月1日以前生まれ)	33万円
	特定扶養親族【年齢が19歳以上23歳未満の方】 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	45万円
	老人扶養親族【年齢が70歳以上の方】 (昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円
同居老人等扶養親族 【老人扶養親族のうち、納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居を常況としている方】 (昭和29年1月1日以前生まれ)	45万円	
※16歳未満扶養親族(控除対象外)欄についても、必ず記載してください。		
基礎控除㉑	合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2500万円超	0円
雑損控除㉒	<p>・令和5年中に災害、盗難などにより住宅や家財などに損失を受けたとき</p> <p>次の①および②で計算した結果、多い方の金額</p> <p>①(損失の金額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等の合計額×10%)</p> <p>②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額)－5万円</p>	
	<p>【通常の医療費控除】</p> <p>令和5年中に医療費を支払った場合</p>	<p>(支払った金額－保険金などで補てんされる金額)－(令和5年中の総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額)</p> <p>※限度額200万円</p> <p>※この控除を受ける方は、医療費控除の特例は受けられません。</p>
医療費控除㉓	<p>【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】</p> <p>令和5年中に健康保持増進および疾病予防の取組を行い、スイッチOTC医薬品を購入した場合</p>	<p>(支払った金額－保険金などで補てんされる金額)－12,000円</p> <p>※限度額88,000円</p> <p>※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。</p>

○収入がなかった人の場合

令和5年中の収入がなかった方は、申告書表面の備考欄にその理由を記入してください。
また、所得金額の合計欄に0円と記入してください。

申告書裏面

手順4 裏面を記入する

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として令和5年中を通じて6か月を超える期間、事業所得などに従事した者がいる場合に、その方の氏名、続柄、専従者給与(控除)額などを記入してください。

白色申告の場合は、事業専従者1人につき、次の①または②のいずれか少ない方の金額を記入してください。

- ① 500,000円(配偶者の場合は、860,000円)
- ② (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)

12 別居の扶養親族等に関する事項

あなたが扶養する親族のうち、別居している方を記入してください。

14 寄附金に関する事項

あなたが令和5年中に次の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

- ・都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税) ・埼玉県や越生町が条例で指定した寄附金
- ・埼玉県共同募金会及び日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金

※この控除を受ける場合は、寄附金額のわかる証明書などが必要です。

15 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合は記入してください。

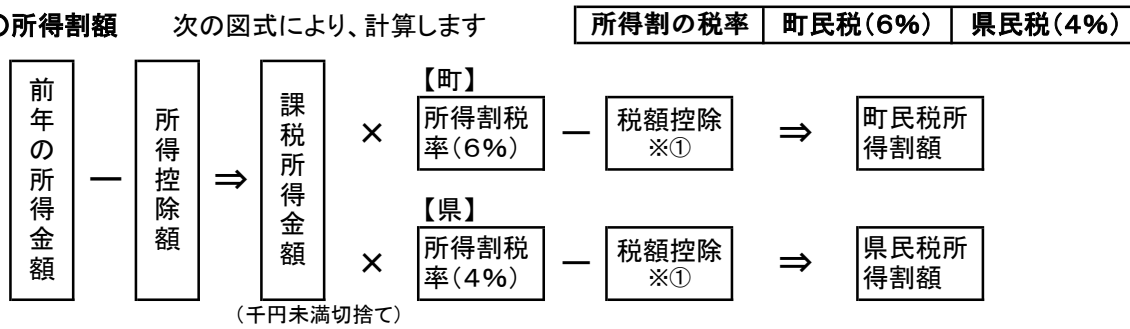
- ア. 本人が特別障害者に該当する。 イ. 年齢23歳未満の扶養親族がいる。
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる。

町・県民税の計算方法・税率

町・県民税は前年の所得に対して課税され、税額は均等割と所得割に加え森林環境税(国税)の合計額となります。

○均等割額 4,000円(町民税 3,000円、県民税 1,000円) 【注1】

○所得割額 次の図式により、計算します



所得割の税率	町民税(6%)	県民税(4%)
--------	---------	---------

○森林環境税(国税) 1,000円 【注2】

【注1】平成26年度から、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、町民税・県民税均等割にそれぞれ500円(計1,000円)が加算されておりましたが、令和5年度で終了となりました。

町県民税均等割額 5,000円 → 令和6年度から 4,000円

【注2】森林環境税とは、温室効果ガスの削減や、自然災害を防ぐため等、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、創設された国税です。令和6年度から個人町・県民税均等割の枠組みを用いて、一人年額1,000円を町が徴収します。その税収は全額が森林環境譲与税として、国から都道府県、市区町村へ譲与され、森林整備及びその促進等に活用されます。

1. 主な税額控除について (上の図式 ※①)

■ 配当控除

配当所得(利益の配当、剰余金の分配など)があるときは、配当控除があります。

[配当控除額=配当金額×控除率]

○配当控除の控除率

課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の場合		1,000万円超の場合	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託、特定株式投資信託、特定目的信託の収益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(一般外貨等証券投資信託の収益の分配を除く)	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

■ 調整控除

税源移譲によって生じる所得税と町・県民税の人的控除の差額に基づく負担増を調整するため、下記の計算式で計算された金額が町・県民税の所得割から控除されます。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

○控除額の計算

(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①または②のいずれか少ない方の金額の5%(町民税3%、県民税2%)

①人的控除の差額の合計 ②町・県民税の合計所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円を超え、2,500万円以下の場合

次の金額(5万円未満の場合は5万円)の5%(町民税3%、県民税2%)

人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)

【調整控除計算における所得税と住民税の人的控除の差額一覧】

控除の種類		差額		控除の種類	差額	
配偶者 控除	納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	扶養控除	一般扶養	5万円
	900万円以下	5万円	10万円		特定扶養	18万円
	900万円超 950万円以下	4万円	6万円		老人扶養	10万円
	950万円超 1,000万円以下	2万円	3万円		同居老親等	13万円
特別 配偶者 控除	納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円超 55万円未満	障害者控除	障害	1万円
	900万円以下	5万円	3万円		特別障害	10万円
	900万円超 950万円以下	4万円	2万円	同居特別障害者	同居特別障害者	22万円
	950万円超 1,000万円以下	2万円	1万円		寡婦控除	1万円
勤労学生控除		1万円		ひとり親控除	父	1万円
基礎控除		5万円			母	5万円

※一般扶養は、16歳未満の扶養者を除きます

■ 寄附金税額控除

都道府県・市区町村に対する寄附金、埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金、埼玉県・越生町の条例で指定された寄附金等が控除対象になります。

寄附金は、寄附金額が2,000円を超える場合が対象となります。

○ 基本控除額の計算

[寄附金の合計額(※1) - 2千円] × 10% (町民税6%、県民税4%) ※1 総所得金額等の30%を上限とする。

○ 特例控除額の計算

都道府県、市区町村への寄附金の場合、基本控除額に次の控除額を加算する。

(寄附金の合計額 - 2千円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021) × (市町村民税分3/5、県民税分2/5)

※特例控除額は、所得税額の2割を上限とする。

都道府県や市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の申告特例制度については、次のページをご覧ください。

■ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の町・県民税についても控除が受けられます。

○ 控除額の計算

次の①または②のいずれか少ない金額(限度額97,500円)

① 所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額

② 所得税の課税総所得金額等 × 5% (※)

※ただし、平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住を開始した方のうち、消費税率8%または10%にて住宅を購入された方は、所得税の課税所得金額等 × 7% (限度額136,500円)

2. 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式が統一について

上場株式等の配当所得等や譲渡所得については、これまで所得税と町・県民税において異なる課税方式を選択することができましたが、税制改正により令和6年度(令和5年分所得)から所得税と町・県民税の課税方式を一致させることとなりました。

これにより、町・県民税のみ課税方式を変更することや所得税と町・県民税のどちらか一方だけ申告不要とすることはできなくなりました。

3. 町・県民税の均等割・所得割・森林環境税が非課税になる方

■町・県民税の均等割が課税されない方

令和5年中の合計所得金額が、以下の金額以下の方

$$\boxed{28\text{万円}} \times \boxed{\text{本人+同一生計配偶者} \\ \text{+扶養親族数(16歳未満含む)}} + \boxed{10\text{万円}} + \boxed{\text{同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合は、} \\ \text{さらに16万8千円を加算した金額}}$$

■町・県民税の所得割が課税されない方

令和5年中の総所得金額等が、以下の金額以下の方

$$\boxed{35\text{万円}} \times \boxed{\text{本人+同一生計配偶者} \\ \text{+扶養親族数(16歳未満含む)}} + \boxed{10\text{万円}} + \boxed{\text{同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合は、} \\ \text{さらに32万円を加算した金額}}$$

■町・県民税の均等割・所得割が課税されない方

- ①令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②令和6年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し、
令和5年中の合計所得金額が135万円以下の方

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の申告特例制度について (ワンストップ特例制度)

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について、この特例制度を適用することで、所得税の確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられるようになりました。

この場合、所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として町県民税の所得割から軽減されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けられません。

- ・所得税の確定申告書や町県民税の申告書を提出した方
- ・所得税の確定申告書の提出を要する方
- ・申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村が5を超える方
- ・申告特例申請書または申告特例申請書事項変更届出書に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方

※ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税還付は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。

計算方法

ワンストップ特例制度を利用する場合

町県民税から控除される金額は、次の(A)、(B)、(C)の合計額です。

(A)基本控除額: (寄附金の合計額 - 2,000円) × 10%

※寄附金額は、総所得金額等の合計額の30%が限度です。

(B)特例控除額: (寄附金の合計額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)

※特例控除額は、町県民税の所得割額の20%が限度です。

(C)申告特例控除額: (B) × (所得税の限界税率 × 1.021) ÷ (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)

ワンストップ特例制度を利用しない場合

町県民税から控除される金額は、次の(A)、(B)の合計額です。

(A)基本控除額: (寄附金の合計額 - 2,000円) × 10%

※寄附金額は、総所得金額等の合計額の30%が限度です。

(B)特例控除額: (寄附金の合計額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)

※特例控除額は、町県民税の所得割額の20%が限度です。

町民税・県民税申告書の記入の仕方

表

整理番号		業種又は職業	
現住所 越生町大字越生900-2		電話番号 292-0000	
1月1日現在の住所		フリガナ オゴセ イチロウ	
氏名 越生 一郎		個人番号 0000000000000000	
提出年月日 6/3/1		住所コード	
生年月日 35.4.15		世帯主の氏名 越生 次郎	
続柄 父		基本コード	
世帯コード		納組コード	

<住所・氏名欄の記入>
 ①住所欄は令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
 その後に住所変更された方は、現住所に記入してください。
 ②氏名と電話番号は、必ず記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
17~19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除		
20 障害者控除	障害者の氏名	障害の程度	級度
21~22 配偶者控除、配偶者特別控除	配偶者の氏名	配偶者の合計所得金額	円
23 扶養控除	扶養親族の氏名	生年月日	同居・別居の区分

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
	不動産	イ	ウ		
	利子	エ	オ		
	配当	カ	キ		
	雑	公的年金等	ク		
	雑	業務	ケ		
	雑	短期	コ		
	雑	長期	サ		
	雑	一時	シ		
	2 所得金額	事業	営業等	①	
		不動産	②		
		利子	③		
配当		④			
給与		⑤			
公的年金等		⑦			
業務		⑧			
その他		⑨			
合計		(7)+(8)+(9) ⑩			
総合譲渡・一時		⑪			
合計		⑫	0		
4 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	13		
	小規模企業共済等掛金控除	14			
	生命保険料控除	15			
	地震保険料控除	16			
	寡婦、ひとり親控除	17~18			
	勤労学生、障害者控除	19~20			
	配偶者(特別)控除	21~22			
	扶養控除	23			
	基礎控除	24			
	⑬から⑳までの計	25			
	雑損控除	26			
	医療費控除	27			
合計	(25)+(26)+(27) 28				

<収入金額等の記入>
 ■収入金額をご記入ください。
 ※源泉徴収票や給与支払報告書をお持ちの方は、そちらを添付してください。

<合計欄の記入>
 ■昨年中収入がなかった方は「0円」と記入してください。
 ■収入がなかった場合は、備考欄にその理由を記入してください。

<扶養控除の記入>
 ■令和5年中に扶養していた方を記入してください。16歳未満(平成20年1月2日以降生まれの方)の扶養親族も、町民税の非課税限度額の算定に人数が用いられますので、記入してください。
 ■別居で扶養されていた方は、裏面の12番「別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

16 6歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1	越生 四郎	20.12.25	同居	子
2				
3				
26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額		円

備考

- ・来年度、郵送を希望する。
- ・遺族年金を受給していた。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

<備考欄の記入>
 ■来年度、申告書の郵送を希望される方は、その旨をご記入下さい。

<備考欄の記入>
 ■収入がなかった場合に、理由をご記入ください。
 たとえば、「遺族年金を受給していた。」「〇〇の扶養になっていた。」「入院してた。」など昨年の生活状況をご記入ください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

Table with columns: 月, 日, 給, 勤務日数, 月, 収. Includes summary rows for 賞与等, 合計, 勤務先所在地, 勤務先名, 電話番号.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

<給与所得の内訳の記入>
・給与支払者から源泉徴収票を受け取っていない方については、支払いのわかる明細書に基づき記入してください。

・勤務先名・電話番号は必ずご記入ください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡 (短期, 長期), 一時, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額.

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のニに記入してください。

右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。ニ 合計 イ+(ロ+ハ)×1/2

11 事業専従者に関する事項

Table for recording family members (専従者) with columns for name, birth date, and other details.

13 事業税に関する事項

Table for recording business tax (事業税) with columns for non-taxable income, assets, and other details.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for recording non-resident family members (別居の扶養親族) with columns for name, address, and other details.

14 寄附金に関する事項

Table for recording donations (寄附金) with columns for recipient and amount.

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

Table for recording income adjustment deductions (所得金額調整控除) with columns for name, birth date, and other details.